

本文書を手にされた方へ

本文書は、国立特別支援教育総合研究所（N I S E）メールマガジン第 108 号（平成 28 年 3 月号）からリンクされる情報です。本文は、下記の柘植雅義先生（筑波大学）の基調講演について、当日の録音記録をテキスト化したものおよびプレゼンテーション資料より構成されています。後日作成される最終報告書に記載されるものが正式な記録となりますが、NISE 特別支援教育国際シンポジウムの成果をより早くお届けするための暫定版として作成されています。

上記、ご了解の上、ご参考にして頂けましたら幸いに存じます。

国立特別支援教育総合研究所

企画部調査・国際担当

平成 28 年 2 月 12 日（金）

NISE 特別支援教育国際シンポジウム基調講演記録（暫定版）

日時：平成 28 年 1 月 21 日（木）13：15～13：55

於：一橋大学一橋講堂・中会議場（学術総合センター内）（東京都千代田区一ツ橋 2-1-2）

テーマ：国連の障害者権利条約と教育における合理的配慮の観点—これまでの経緯を含めた日本の対応と今後の展望—

基調講演：

柘植雅義氏（筑波大学教授、内閣府障害者政策委員会委員、日本 LD 学会理事長、国立特別支援教育総合研究所客員研究員）

NISE 特別支援教育国際シンポジウム 基調講演記録（暫定版）

<はじめに>

こんにちは。筑波大学の柘植雅義です。知的障害、発達障害、行動障害を研究する分野に所属し、主に教育学と心理学の視点から研究をしている。今日の話題は三つである。

1 番目、国連の障害者権利条約と日本の対応。2 番目、日本の教育における合理的配慮と対応。3 番目、日本の今後の展望。

はじめに、私にとってフランスと韓国は憧れのような国だ。

フランスは、世界で初めて知能検査を開発したこと。世界で初めて点字を開発したこと。世界で初めて聾学校を作ったこと。

特別支援教育のインフラという言い方をしているかどうか分からないが、今の時代になくはないものを 100 年以上前に、一気につくってしまった国がフランスである。

一方、もう一つの憧れの国、韓国である。以前 NISE に勤めていたときの同僚が、英文のある法律を持ってきて読んでみるように言った。読むと、とんでもないことが書いてあった。どこの国かと聞くと韓国だった。特殊教育振興法、つまり IEP の法的位置づけ、学習障害の定義、親の参画、年度が始まる前までに IEP を作ってしまう、ということがその当時法制化された。

その後、高等学校における特別支援学級の充実、特別支援学校の専攻科の充実、特別支援教育教員免許状制度の充実あるいは特別支援教育教科書の充実等々。これから日本が学んでいくべきことがたくさんあり、もうすでに先を走っている。

韓国とフランスは私にとって、特別支援教育の視点から憧れの国である。その二つの国の方と一緒に話ができるということで、今日はとても楽しみにして来た。

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応（障害者の権利を確かなものにするために）

<国連 障害者権利条約>

一つ目の話題、国連の障害者権利条約と日本の対応。

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

国連 障害者の権利条約

前文

1 目的	14 身体的自由及び安全
2 定義	15 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由
3 一般原則	16 搾取、暴力及び虐待からの自由
4 一般的義務	17 個人をそのままの状態で保護すること
5 平等及び無差別	18 移動の自由及び国籍についての権利
6 障害のある女子	19 自立した生活及び地域社会への包容
7 障害のある児童	20 個人の移動を容易にすること
8 意識の向上	21 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会
9 施設及びサービス等の利用の容易さ	22 プライバシーの尊重
10 生命に対する権利	23 家庭及び家族の尊重
11 危険な状況及び人道上の緊急事態	24 教育
12 法律の前にひとしく認められる権利	25 健康
13 司法手続の利用の機会	26 ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーション

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 1

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

国連 障害者の権利条約

27 労働及び雇用	40 締約国会議
28 相当な生活水準及び社会的な保障	41 寄託者
29 政治的及び公的活動への参加	42 署名
30 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加	43 拘束されることについての同意
31 統計及び資料の収集	44 地域的な統合のための機関
32 国際協力	45 効力発生
33 国内における実施及び監視	46 留保
34 障害者の権利に関する委員会	47 改正
35 締約国による報告	48 廃棄
36 報告の検討	49 利用しやすい様式
37 締約国と委員会との間の協力	50 正文
38 委員会と他の機関との関係	
39 委員会の報告	

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 2

目的、定義、一般原則があって、そのあと各論に入る（スライド1）。24 が教育。31 は統計及び資料の収集、これが権利条約の全体像（スライド2）。詳しくご覧になりたい方は、ネットで見られる状態になっていると思う。

リーズナブル・アコモデーションは第2条の定義に書かれている。『合理的配慮』とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

もう一つの定義、ユニバーサルデザイン。これも第2条で定義されている。『ユニバーサルデザイン』とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。」等々の定義が書いてある。

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

国連 障害者の権利条約

第24条 教育

1. 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、あらゆる段階のインクルーシブ教育システムと生涯学習を確保する。
2. 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
3. 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。(a)(b)(c)
4. 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、…雇用…研修…。
5. 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド3

24 条、教育（スライド3）。1 番目、締約国は、教育についての障害者の権利を認める。差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、あらゆる段階のインクルーシブ教育システムと生涯学習を確保する。ここでインクルーシブ教育システムが出てくる。

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

国連 障害者の権利条約

Inclusive Education System(インクルーシブ教育システム),
Inclusive education, full inclusion

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。(inclusive education system)
- 2(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。(inclusive education)
- 2(e) 学問的及び社会的な発達を大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。(full inclusion)

TSUOE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUOBA, JAPAN

スライド 4

24 条には Inclusive Education System、Inclusive education、full inclusion の用語が出てきている (スライド 4)。

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

国連の動向

- 1971年 「知的障害者の権利宣言」採択(第26回国連総会)
- 1975年 「障害者の権利宣言」採択(第30回国連総会)
- 1976年 「国連障害者年(1981年)決議採択」(テーマ「完全参加と平等」)
- 1982年 「国連障害者の十年」(1983年～1992年)の宣言採択(第37回国連総会)
- 1993年 「障害者の機会均等化に関する標準規則」採択(第48回国連総会)
- 2001年12月 「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議案採択(第56回国連総会)
- 2002年7月 障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約に関する国連総会臨時委員会(障害者権利条約アドホック委員会)第1回会合(NY)
- 2006年12月 「障害のある人の権利に関する条約」(第61回国連総会)
- 2008年5月 国際的に発効
- 2008年12月 韓国 批准
- 2010年2月 フランス 批准
- 2014年1月 日本 批准

TSUOE Masayoshi, Faculty of Human Sciences, University of TSUOBA, JAPAN

スライド 5

国連の動向（スライド5）。1971年「知的障害者の権利宣言」採択。このあたりから本格的に権利というものが始まった。そして2006年12月「権利に関する条約」が採択された。発効したのは2年後になる。韓国が2008年批准、フランスが2010年批准、そして日本が2014年批准。なぜ日本はこんなに遅れてしまったのかという問いよりも、なぜ韓国とフランスはこんなに早く批准したのかということをお聞きしたい。

<日本の対応>

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

日本の対応
(法整備(主なもの))

- ・ 障害者虐待防止法 成立 (2011年5月)
- ・ 障害者基本法 改正 (2011年8月) (第4条 基本原則 差別の禁止)
- ・ 障害者総合支援法 制定 (2012年6月)
- ・ 障害者優先調達推進法 成立 (2012年6月)
- ・ 障害者差別解消法 成立 (2013年6月) (2016年4月施行予定)
→政府の基本方針(閣議決定) (2015年2月)
対応要領、対応指針(告示等) 現在進行中
- ・ 障害者雇用促進法 改正 (2013年6月) (雇用の分野における障害者差別を禁止)
- ・ 学校教育法施行令 改正 (2013年8月) (就学先を決定する仕組みの改正)
- ・ 発達障害者支援法 改正に向けた準備

Tsuge Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド6

まず法整備、これも細かいものはたくさんある（スライド6）。障害者基本法の改正が大きかった。ここで差別の禁止を基本原則とした。ここが、いろいろなものに大きな影響を与えた。それを具現化したものが障害者差別解消法だと考えていいと思う。政府の方針、閣議決定したのが1年前の2月。対応要領、対応指針は現在進行中と書いてあるが、もうほぼでき上がっている。

私は政策委員会の委員をしているが、委員会では政府の基本方針の作成への具申、障害者基本法に基づいて障害者基本計画を作り、それに基づいて実施するわけだが、それがうまく実施されているかどうか、どのように実施されているかを監視する役割も担っている委

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

日本の対応 (障害者政策委員会)

- ・ 政府の基本方針の作成への具申
（基本方針は、障害者差別解消に関する政府の施策を総合的かつ一体的に実施するための基本的な考え方を示すもの）
（障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。）
そして、閣議決定へ。
- ・ 第3次障害者基本計画の実施状況の監視
（障害者基本法の規定に基づいて作成される障害者基本計画）
- ・ 国連 障害者権利条約に基づく第1回日本政府報告案の作成
（現在進行中）

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 7

員会である。PDCA サイクルで回す。今行っている最中だが、最後は権利条約に基づいて1 回目の日本政府報告案を作成、パブリックコメントをしている最中である（スライド 7）。

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

日本の対応 (特に教育分野において)

- ・ 中央教育審議会初等中等教育分科会報告（2012年7月）
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
「転学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則転学するという従来の転学先決定の仕組みを改め、障害の状況、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から転学先を決定する仕組みとすることが適当である。」
- ・ 学校教育法施行令 改正（2013年8月）（転学先を決定する仕組みの改正）
- ・ 文部科学省 モデル事業開始
- ・ 国立特別支援教育総合研究所
 - ▶ 関連研究の開始
 - ▶ 研修講座への関連事項の組み入れ
 - ▶ 合理的配慮データベース運用開始

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 8

教育の分野において。中央教育審議会がいち早く 2012 年 7 月に、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という報告書をまとめた（スライド 8）。ここで日本はインクルーシブ教育システムをこんな方向で、こんなふうにやっていくことが明言された。そのあとモデル事業や、NISE が合理的配慮のデータベースを作成して、すでに運用を始めたという状況になっている。

<障害者差別解消法>

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（概要）			
第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向		第3, 4 行政機関等/事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項	
1. 法制定の背景 2. 基本的な考え方 (1) 法の考え方 (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係 (3) 条例との関係		1. 基本的な考え方 2. 対応要領/対応指針 (1) 対応要領/対応指針の位置付け及び作成手続き (2) 対応要領/対応指針の記載事項 3. 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】 3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】	
第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項		第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項	
1. 法の対象範囲 (1) 障害者 (2) 事業者 (3) 対象分野 2. 不当な差別的取扱いの基本的な考え方 (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方 (2) 正当な理由の判断の視点 3. 合理的配慮 (1) 合理的配慮の基本的な考え方 (2) 適度な負担の基本的な考え方		1. 環境の整備 2. 相談及び紛争の防止等のための体制の整備 3. 啓発活動 (1) 行政機関等における職員に対する研修 (2) 事業者における研修 (3) 地域住民等に対する啓発活動 4. 障害者差別解消支援地域協議会 (1) 趣旨 (2) 期待される役割 5. 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項 (1) 情報収集、整理及び提供 (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等	

スライド 9

差別解消法（スライド 9）。基本的には二つである。障害者への差別的な対応の禁止、あるいは合理的配慮の不提供の禁止などが盛り込まれた。骨格、項目だけを並べた。行政機関等は合理的配慮の不提供が禁止、事業者についてはそれが努力義務だという大きな違いがある。

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

障害者差別解消法「基本方針」策定

- I 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- II 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項
- III 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- IV 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- V その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUBURA, JAPAN

スライド 10

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

「基本方針」についての議論の主な論点

- ・不当な差別的取扱いについて(法の7条1項、8条1項)
- ・合理的配慮について(法の7条2項、8条2項)
 - ▶ 基本的な考え(法の7条2項、8条2項)
 - ▶ 意思の表明(法の7条2項、8条2項)
- ・事業者の場合(努力義務)の捉え方について(法の8条2項)
- ・啓発活動(行政機関など、事業者、地域住民等)
(法の15条(4条も))
- ・障害者差別解消支援地域協議会について
(法の第17条(14条も))

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUBURA, JAPAN

スライド 11

基本方針についての主な議論（スライド 10、11、12）。不当な差別的取扱いについてはどうということかとか、合理的配慮とはそもそも何なのか、基本的な考えとか。あとで申し上げ

げるが、意思の表明が非常に議論された。知的障害の方や、意思の表明が十分できない障害の方はどうするのか。事業者の場合は努力義務だが、それはどう考えればよいかということ。紛争解決のための仕組みはどう考えるのか。障害者差別解消支援地域協議会が提案されており、ガイドラインも出ている。

1. 国連の障害者権利条約と日本の対応

特に教育分野における議論の主な論点

- ・合理的配慮に関する意思の表明
知的障害、発達障害、精神障害等で、意思表示が十分にできない場合への対応は？
- ・同一(類似)の事業が行政と事業者の双方で提供される場合
学校が、公立、国立、私立と3タイプに分かれていることの注意点は？
- ・同一(類似)の事業が別々の省庁に置かれている場合は？
幼稚園(文部科学省)、保育所(厚生労働省)、認定子ども園(内閣府)
- ・公設民営の場合
設置が公的機関で、運営を民間に任せている場合は？
- ・教育の重要性(期待される役割)
差別的取扱いをする大人や、そのような人々が暮らす街にしないように、子供の内から育てていくこと(教育の大切さ)

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUBESA, JAPAN

スライド 12

今は一般的な論点だったが、教育に限っての論点を少し紹介したい。合理的配慮に関する意思の表明。基本的には意思の表明があって、合理的配慮を提供するというつくりになっているが、障害の種類によってはそれが難しい方がいるのではないかな。また大人ではなく子どもは、そもそもそれが難しいのではないかな。それをどのようにしていくのかということがかなり議論になった。

それから細かい話だが、民設公営で、設置は公営だが、運営が民間とか、あるいは公立と国立と私立、小学校、幼稚園、高校がある。子どもが小学校で公立に入学して、中学校で私立に行く、高校で国立に行くといったときに、合理的配慮の義務と努力義務はどのように影響するのか。これも十分考えていかないといけない。低いほうの水準に収まるのではいけないと思う。あるいは就学前は幼稚園と保育所と認定子ども園がある。管轄するところが違うということで、そこで求めるものが違ってきてもおかしいと思う。

この法律は、そもそも大人が障害者を差別的取扱いをする、あるいは合理的配慮をうまくいかにしないことは駄目だということで、もしそういう状況があれば罰するということである。しかしそうではなくて、そもそも子どものうちに十分な教育をして、そのような大人をつくらないようにすべきではないか。そういう議論がたくさん委員から出たし、私もそのとおりだと思う。

＜諸外国の特別支援教育の充実＞

諸外国の動向について少し話したい。昨年 5 月に台湾の台北で開かれた The 1st Asia-Pacific Conference on Inclusive Education に参加した。台湾、中国、韓国と日本が基調講演をして、そのあとディスカッションをした。参加して感じたことは、諸外国と比較してみると日本の優れたところはたくさんあるが、逆に教員の学歴の問題、教員の免許の問題、あとでお話しする高等学校における特別支援教育の制度の問題など、もうひと踏ん張りしたいことが分かってくる。

また、昨年 9 月に特殊教育学会が東北大学であった。学会企画シンポジウムなので、学会として開く最も大きなシンポジウムである。そこで何を取り上げたかという、今年は特別支援学校専攻科と高等学校の特別支援学級の可能性、副題で「韓国の現状から学ぶ」というものであった。たくさん学ぶことができた。

2. 日本の教育における合理的配慮と対応

＜日本の教育と特別支援教育＞

二つ目の話題。日本の教育における合理的配慮と対応。最近日本で、ダイバーシティ（多様性）という言葉が非常に使われ始めた。半年後の 7 月、パシフィコ横浜で 4 年に 1 回、国際心理学会議が開かれる。そのテーマは「Diversity in Harmony」。ここでいう多様性は障害だけではなく、性別、日本人、外国人、貧困など、さまざまなものを含めての多様性である。

日本は共生社会の実現を目指しているということで、私は共生社会というと、イコール、障害のある子とない子がともに学んでと思うが、それだけではない。障害児、障害者だけではなく、より広く多様性という枠組みの中で世界中が動いていて、その中で私どもは障害のある子どもに特化して話している状況である。

実際の教室の中を見ると、いろいろな子どもたちが学んでいる。そして子どもたちだけ

ではなく、教える先生方も非常に多様化しているし、その保護者の方も非常に多様化してきている。だから障害のある子どもだけが多様化してきているわけではなく、不登校やいじめなどもこの中に入って一緒に考えていくべき対象かもしれない。

特別支援教育の定義。2003 年 3 月の定義、「特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」

それまでの特殊教育から特別支援教育に転換しようと、special education から special needs education へパラダイムチェンジをしようということで、2001 年から助走が始まった。途中制度改正や法的整備を経験しながら、いま 2016 年にいる。つまり助走から数えると 15、16 年経過したということだ。このような中で大きな特別支援教育の成果があった。もっと充実させようという時期に非常にタイミングよく、国連からインクルーシブ教育システムの構築という追い風が吹いてきた、というのが私の感覚である。

では、その風を目いっぱい受けながら、帆を広く広げながら、特別支援教育の充実をもっとやっていこうということだ。コーディネーターを指名する、すべての学校が特別支援教育を議論する委員会を持つ、個別の指導計画を作成する、個別の教育支援計画を作成する、などのことが 2001 年から始まり、今日に至るまで着実に整ってきている。

2. 日本の教育における合理的配慮と対応

特別支援教育の話題

科学研究費「特別支援教育」のキーワード

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 理念・思想・歴史 | (11) 通常学級・リソースルーム・特別支援学級 |
| (2) 制度・政策・行政 | (12) 特別支援学校 |
| (3) 心理学的臨床・実験 | (13) 高等教育・キャリア教育 |
| (4) アセスメント | (14) 発達障害・情緒障害 |
| (5) 指導・支援・評価 | (15) 知的障害 |
| (6) 支援体制・コーディネーター | (16) 視覚障害・聴覚障害・言語障害 |
| (7) コンサルテーション・カウンセリング | (17) 肢体不自由・上肢・身体虚弱 |
| (8) 家族・権利擁護 | (18) 学習困難・不登校・非行 |
| (9) 共生社会・インクルージョン | (19) ギフティッド・才能 |
| (10) 早期発見・早期支援 | |

TSLUGE Macquarie, Division of Disability Sciences, University of TSUBUKI, JAPAN

スライド 13

これは文部科学省の科学研究費で、研究者に予算を分配するときの競争的資金なので公募をするが、そのときのキーワードである（スライド 13）。これが今の日本の特別支援教育で、学術研究の視点からのキーワードになっているということだ。理念・思想・歴史から始まり、アセスメント、共生社会・インクルージョンあと障害種別が並んでいて、19 がギフティッド・才能。

2. 日本の教育における合理的配慮と対応

文部科学省による調査「6. 5%」から見てくること

表 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値(95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6. 5%(6. 2%~6. 8%)
学習面で著しい困難を示す	4. 5%(4. 2%~4. 7%)
行動面で著しい困難を示す	3. 6%(3. 4%~3. 9%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1. 6%(1. 5%~1. 7%)

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つが複数で問題を著しく示す場合を指す。

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 14

特別支援教育の簡単な紹介をしているが、6.5%ぐらいの割合で小学校と中学校の通常学級に、学習面、行動面で著しい困難のお子さんがいるのではないかということが分かっている（スライド 14）。実はこれは 10 年前にほぼ同じ調査をしている。サンプリングの仕方は多少違うが、そのとき 6.3%だった。およそ日本人の関係者の方は通常の学級に 6 から 7%ぐらいのお子さんが、学習面、行動面で著しい困難を示している状態にあることを知っている。

2. 日本の教育における合理的配慮と対応

表 特別支援教育の対象者数の変化(2001年と2015年)

	2001年公表 (2000.5.1現在)	2015年公表 (2014.5.1現在)
小・中学校		
通級による指導	0.24%	0.82%
特別支援学級	0.63%	1.84%
特別支援学校	0.43%	0.67%
合計	1.30%	3.33%
小・中学校		
通常学級(LD, ADHD, 高機能自閉症等)	6.3%(※)	6.5%(※)
〈義務教育段階〉	1,150万人	1,019万人

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 15

左側の資料が 2001 年、2015 年が最近で 15 年間の変化である（スライド 15）。韓国、フランスの方は驚かれるかもしれない。通級による指導はアメリカというリソースルームだが、0.24%だったのが 0.82%と 3 倍以上。特別支援学級 0.63%だったのが、1.84%と 2、3 倍。特別支援学校も増えて 0.43 が 1.67 と 1.5 倍くらい。足すと 1.30 だったのが 3.33 と 2 倍以上。これだけ劇的に増えている国を私は知らないが、あるのだろうか。それに 6.3 とか 6.5 を足すと 10%ぐらいということだ。

障害者差別解消法の対象だが、障害の定義をしている。障害者手帳を持っている方だと思われる方が多いかもしれないが、違う。もちろんその方は対象になる。でも障害者手帳を持っていなくても、知的障害や発達障害などの障害があればということで、かなり広めになる。障害者差別解消法でターゲットになる方々は、かなり多いと考えていいと思う。

日本の特別支援教育は、医師の診断があった方だけを対象としているのではない。先ほどの定義で話したが、もちろん医師の診断のある方は対象になるが、そうではなくて学習面や行動面で困難を持っているお子さんも特別支援教育の対象だ。日本特別支援教育の対象者はどれくらいかと言われたら、私は 10%ぐらいいると答えている。

このスライドのいちばん下を見ると、この数字にフランス、韓国の方はびっくりされるかもしれないが、義務教育段階の子どもの数は 1150 万人、これは 1019 とすごく減っている。今から 20 年、30 年かけて、グッと減ってくる。明らかな人口減少の世界に入ってい

る。そういう中で合理的配慮をどう提供するか、差別解消法を生かした施策を、どう打つかということを本格的に考えなければいけない。今年どうしよう、来年どうしようというレベルではなくて、10 年先どうしよう、50 年先どうしようということも、考えざるを得ない状況にきているという認識を持たなければいけないのではないかと最近論文で書いた。

次は細かい話だが、2013 年 4 月の慶應大学「教育と医学」で、疫学調査によると自閉症だけが急が増えている。前は知的障害のある自閉症とか、非常に限られた自閉症だけをカウントしていたので少なかったが、実は知的障害のない自閉症も含めて、実際はこれほど多いのではないかというのが最近の動向だ。日本だけではなくて国際的にである。3 年前だったか、韓国のソウル近郊で行った非常に重要な疫学調査があった。あのときに通常学級で 1.8 か 1.9% ぐらいという数字だった。それも非常に多い。その調査は日本の調査と違い、教員ではなく保護者にインタビューをしていたと思う。

<合理的配慮>

日本における合理的配慮の教育の分野における定義である。障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとする。

過度の負担を課さないものというのも、政策委員会で繰り返し議論された。これが今のところ、教育の定義である。

2. 日本の教育における合理的配慮と対応

「合理的配慮」の内容

① 教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 子ども、教職職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

TSUGU Macayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUGU, JAPAN

スライド 16

では内容は何か。これは教育の中での話である（スライド 16）。三つの大きなブロックに分かれる。教育内容・方法、支援体制、そして施設・設備。これだけのもので合理的配慮を見ていこうということだ。直接指導の中身に関係するのは①-1、教育の内容と、①-2、教育の方法だと思う。そのフレームに従って、NISE がデータベースを作っている。

実は内閣府が合理的配慮の全体的なデータベースを作っている。雇用、サービス、公共交通、医療。災害もあり、災害時にどんな合理的配慮をするか、といういろいろな項目もある。NISE が作ったのは教育だが、教育だけではなくてさまざまなところでの合理的配慮のデータベースのようなものがいま日本中で作られていて、2、3 カ月後にやってくる施行の準備をしているという感じである。

指導、支援、配慮、援助、おもてなし、サポート……。これは学術的に定義された言葉ではなく日常用語である。合理的配慮というのは、教員、保護者、行政、研究者、定義一つであるから、共通言語が登場した。共通言語とはすごいことだ。それどころか多少定義は違うが、フランスであろうと、韓国であろうと、日本であろうと、国を超えての共通言語である。これはすごいことで、活用しなければ損である。よくぞこういうものをつくってくれたと思う。これによってニューヨークへ転勤してわが子を連れていったらどうか、うまい具合に個別の指導計画がつながっていくような、夢のような話かと思う。また面倒

くさい語が出てきたとか、分からない、これまでの支援でいいじゃないとか、いろいろな思いがある方がいるかもしれない。しかし実はそんな状況ではなく、いろいろな立場の方、ユーザーとサービスを提供する側等々、国を超えての共通言語が誕生したという視点を持つといいのではないかと私は思う。

発達障害に関する教育心理学的研究の動向

Table 1 日本教育心理学会第50回総会発表論文集における障害関係の研究の分類

障害種別	主なテーマ	発表件数	割合 (%)
発達障害 (知的障害を除く):	アセスメント、ひらがな書字支援、音読指導、ワーキングメモリー、推論形成、心の理論課題、対人関係の形成、自己理解、メンタルフレンド、級友の対応、ソーシャルスキルトレーニング、児童と担任教師との関わり、いじめ、学校コンサルテーション、つなぐ支援、保護者がイダダス、家族支援、きょうだい支援、他	31	72
知的障害:	問題行動	1	2
視覚障害:	点字触読体験	1	2
聴覚障害:	聴覚障害者の信頼感	1	2
肢体不自由:		0	0
病弱:		0	0
言語障害:		0	0
情緒障害:	校内通学教室	1	2
特定せず:	特別支援教育コーディネーター、KABC-IIの開発、ワーキングメモリー、障害児者の幸せ、障害者のイメージ、ボランティア体験、他	8	18
合計		43	100

(沼植雅哉 (2010). 特別支援教育に関する教育心理学的研究の動向と展望—発達障害関係の研究を中心に—. 教育心理学年報, 49, 130-139.)

Tsuge Masayoshi, Disability Science, University of Tsukuba, Japan

スライド 17

日本の研究の動向をお知らせしたい。これは学校の中で、あるいは行政で担当している方が、施策立案や学校教育を行う上でのエビデンスになっていくものかもしれない。そういう視点で聞いていただければと思う。これは今から 4、5 年ぐらい前、2010 年の日本教育心理学会の第 50 回総会で、どういう研究が行われたかを整理してある雑誌に書いたものである (スライド 17)。

発達障害の研究が多すぎる。いいのだが、ほかの障害の研究が 0 や 1 という状態になっている。これはよくないと思う。すべての障害、いろいろな種類、程度、ニーズに応じて合理的配慮をしなければいけないのに、研究者側としては偏りすぎているのではないかと思う。

それからコーディネーターの研究、障害者の幸せに関する研究、障害者のイメージに関する研究、障害者のボランティアの体験に関する研究など、実は障害児そのものの研究、あるいは彼らへの指導、支援ではなく、その周りの環境の研究が多いことも分かった。こ

れは非常に重要である。先ほど発達障害関係の研究が非常に増えているという話をした。そういう研究が増えるとレビュー論文が増えるだろうと考えていたが、明らかにすごい勢いで増えてきている。レビュー論文というのは、10本、100本だとか行われた研究を集めてきて、どういうことが分かって、何が分かってないのかを明らかにする論文、研究である。

実はそういうスタイルの研究は、アメリカなどと比べると日本は少ない。しかも非常に記述的が多い。研究者の方はご存じだと思うが、メタアナリシス、システマティックレビュー、場合によっては統計的な手法を組み入れながら、自閉症の子どもにPECSの指導が、どこまで効果があるのかを分析しようという手法もけっこう開発されている。しかし日本はなかなかそこまでいっていない。目の前の子どもにこうしたらああなった、この子にこうしたらああなった。それを束ねてつないでいくことによって、この方法は効果があるぞ、この方法はあまり効果がない、ということが分かれば、学校の先生方はそれを参考にしながら合理的配慮を組み立てられるわけだ。あるいは行政施策の立場にいる方はそれを使って、ということになる。研究者側としても、実は「合理的配慮」という語が登場したことによって、しなくてはいけないこと、まさにすべきことがまた少し軸が変わってきたかと思う。

藤野博氏のレビュー論文は、最近読んだレビュー論文の中でいちばん優れていると思う（藤野博 2013. 研究時評：学齢期の高機能自閉症スペクトラム障害児に対する社会性の支援に関する研究動向. 特殊教育学研究、51(1)、63-72）。日本の状況がどうなっているのか、うまい具合に書かれている。あるいは黒住早紀子氏が書かれたのは、子どものことだけではなく教師のこと、教室のこと、仲間、地域、国など、つまり研究そのものを指導方法などのレベルではなく、ミクロからマクロの視点で分類したら、どういう動向になっているのかということである（黒住早紀子 2013. 特別支援教育部門：特別支援教育に関する教育心理学的な研究動向と展望 -生態学的な視点から- . 教育心理学年報、52、90-104）。子どもに直接関係する研究をミクロというと、最近マクロ、外側の研究が爆発的に増えてきている。これも学校や教育委員会で話を進めるときに参考になるのかもしれない。

定義でユニバーサルデザインの話をしたが、UDL という取り組みが日本 LD 学会の発表があった。とても興味深いものだった。あるいは内閣府が、障害者の理解啓発の作文コンクールを 25 年間ぐらいしている。たまたま第 1 回と 25 回目を分析する機会があり、学生と一緒に分析をしたら明らかに大きな違いが出てきた。25 年前の作文は、「こんなにい

じめられた、こんなにつらい、どうしよう」という内容が中核だった。最近の作文は「僕のお兄ちゃん」とか、兄弟がいることを本当に楽しんでいることが前面に出ている作文なのである。25年間で日本人の障害の理解啓発がかなり変わっただろうことが、作文からも読み取れる。もう少しきちんとした分析が必要かもしれないが。

<特別支援教育の課題>

2. 日本の教育における合理的配慮と対応

特別支援教育の課題

1. 理念と基本的な考えの問題
2. 対象と範囲の問題
3. 2E教育の問題
4. 個に応じた指導・支援、教育課程、指導の質の問題
5. 通級による指導と特別支援学級のあり方の問題
6. 教員の養成、専門性、学歴、免許制度の問題
7. 本人、保護者、家族の参画のあり方の問題
8. 投資と費用対効果の問題
9. 評価の問題
10. 理解啓発と広報・普及の問題

※日本特殊教育学会 第33回大会(筑波大学)、学会合同シンポジウムでの披露のプレゼン資料
(拓殖隆義(2013) 特別支援教育-多様なニーズへの挑戦- 中公新書(中央公論新社).
(第11章 新たな課題の認識と対応の機軸-世界的なブランドに育てるために-)



Tsuge Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of Tsukuba, Japan

スライド 18

このようにこの 15 年間で非常に大きな果実があったが、課題も非常に多い（スライド 18）。指導方法の研究がまだ途上、通級による指導、特別支援学級の在り方の問題、免許の問題、あるいは過度の負担にならないように合理的配慮を考えることが出てくるとすると、投資や費用対効果に関することをどう考えたらいいのか。これは日本ではあまり前面に出てこないし、本も論文もほとんどない。よその国を見ると 8 番のようなものも着実に進んでいる。これからの課題だと思う。

3. 日本の今後の展望（障害のある子どもの明るい未来に向けて）

3. 日本の今後の展望

2000年に描いた、10年後の日本の学校 (柘植, 2002)

- (1) クラスが20名ほどの少人数学級であること
- (2) 算数等、授業によっては複数の教師でチーム・ティーチングが行われていること。
- (3) 巡回相談員が学校にやってきて、子ども、担任教師、そして保護者への支援がなされること。
- (4) 一人一人の子どもの教育的ニーズに応じて、個別の指導計画を作成していること。
- (5) 保護者との面談でその経過が話し合われ、次の学期の目標設定についても話題にのぼること。
- (6) 習上特別なニーズのある子どもの支援に関する校内委員会が設置されていること。
- (7) 特殊学級(注: 現在は特別支援学級)から通常学級の教師へのサポートがある等、校内での支援体制が構築されている。
- (8) 校外(教育委員会等)に専門委員会があり、子どもの詳しいアセスメント(実態やニーズの把握)を要求できること。
- (9) 通常の学級の教師向けに「個別の指導計画の書き方」という研修が用意されていること。
- (10) その研修講座は、近くの大学と教育センターとの共催プログラムであること。

(柘植雅典 (2002) 学習障害(LD)ー理解とサポートのためにー(第2刷) 中公新書(中央公論新社).)

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 19

最後、三つ目の話題。2000年に10年後の日本の小学校はどうなっているのかを描いた（スライド 19）。(1) クラスが20名ほどの少人数学級であること。(2) 複数の教師でチーム・ティーチングが行われている。(3) 巡回相談員が学校にやってくる。(4) 個別の指導計画を作成している。当時は個別の指導計画を作成することはなかった。2001年から徐々に始まったのである。

これができ上がるのに10年たたなかった。私は10年ぐらいかかるかと思ったが、早かった。もう少し詳しく見ていくと、何が成功したのか、何が成功していないのか、研究者としてはもう少しきちんと見たい気持ちになる。あるいは特別支援教育はどこに向かっているのか。この15年間、学校の先生方や行政の担当者の方が一生懸命努力されて、ではこれからどうするのかと未来を描くことを、そろそろしないといけないのかと思う。

3. 日本の今後の展望

特別支援教育:

何が成功したか？ 何が成功していないか？

・・・それを確かに把握する包括的なデータはない！

・そして、特別支援教育は、どこに向かうのか？

・インクルーシブ教育は、どこに向かうのか？

内閣府 障害者政策委員会

2015年 7月 10日(金)

勝又幸子(国立社会保障・人口問題研究所)のプレゼン資料:

「日本における障害者統計等の課題とその改善方法」

2015年 8月 31日(月)

柘植のプレゼン資料:インクルーシブ教育システム

「インクルーシブ教育システム、特別支援教育の終点(ゴール)の明確化の必要性」

国連 障害者権利条約 第31条「統計及び資料の収集」の意義と意図

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUGUBA, JAPAN

スライド 20

3. 日本の今後の展望

国連 障害者権利条約 第31条「統計及び資料の収集」

その意義と意図

第三十一条統計及び資料の収集

1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報(統計資料及び研究資料を含む。)を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。

- (a)障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措施(資料の保護に関する法令を含む。)を遵守すること。
- (b)人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUGUBA, JAPAN

スライド 21

まさにそのような話題が、政策委員会の 7 月 10 日、国立人口問題研究所の勝又さんが

お話をされたし、私も話をした。それが権利条約第 31 条に当たるところで、統計及び資料の収集、第 1 項にこのようなことが書いてある（スライド 20、21）。

3. 日本の今後の展望

インクルーシブ教育に教師に望まれること

（合理的配慮の視点からの、柘植の提案）

(1) 「合理的配慮」の理解と提供

- ・ 全ての教員への理解啓発
- ・ 特別支援教育コーディネーターの深い理解と支援力
- ・ 管理職の適切な理解と法的位置づけの認識
- ・ 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」への記載へ
- ・ 「合理的配慮」の提供の評価と見直しのサイクル

(2) 保護者との「合意形成」を進める・支援する

- ・ 必要な「合理的配慮」は何か
- ・ 丁寧な話し合いを通じて「合意形成」に向かう
- ・ 「合意形成」に至るプロセスの明確化
- ・ 「合意形成」を進める保護者と教員を支援する
- ・ 「合意形成」に至らない場合の対応（調整機能等）

TSUGE Masayoshi, Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 22

3. 日本の今後の展望

インクルーシブ教育に教師に望まれること

（合理的配慮の視点からの、柘植の提案）

(3) 子どもの「意思表示」を支援する

- ・ 意思表示が合理的配慮の提供の始まりであること
- ・ 子どもでも意思表示ができるように
- ・ 知的障害や発達障害であっても意思表示ができるように
- ・ 子どもの意思表示を察する（理解する）ことができるように
- ・ 子どもの意思表示を実現するように支援すること

(4) 指導・支援の質の向上（科学的根拠に基づいて）

- ・ 「合理的配慮」という共通言語を使って
- ・ 指導や支援効果が期待できる手法で
- ・ 成果を確認して、さらに指導・支援を進化させていく
- ・ 子どもや親の期待に応えられるように
- ・ それができる人材の育成を

TSUGE Masayoshi, Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 23

これからの教員に望まれる教師像ということで鼎談があった（全国特別支援教育推進連

盟、全国大会、2015 年 10 月 15 日)。四つ言った (スライド 22、23)。一つ目、合理的配慮を理解して提供できるようにしていこう。二つ目、保護者との合意形成を進めることを、どういうふうにするか。フレームを作って頑張って試みていこう。三つ目、子どもの意思表示を支援することを、本格的に考えていかないといけないだろう。四つ目、指導・支援の質の向上 (科学的根拠に基づいて)。私はこの四つを提案した。

<移行期支援に関する課題 (あるいは支援の連続性の確保) >

3. 日本の今後の展望

発達障害の移行期支援の課題

- (1)意識の問題(移行期支援の重要性の意識が不足。)
- (2)ツールの問題(「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が不十分。)
- (3)制度の問題(「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の法的根拠がない。)
- (4)評価の問題(支援の評価指標が不明確。)
- (5)発達障害特有の問題(発達障害こそ、移行期支援が課題。)

教育と医学 2015年11月号
<http://www.keio-up.co.jp/kuip/kyouiku/zuihitsu/z201511.html>



TSUJIE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUJIE, JAPAN

スライド 24

あるいはもう一つは、支援の連続性の確保 (スライド 24)。個別の指導計画、個別の教育支援計画を、よりきちんと作っていく。作らなければいけない状況にしたほうがよければそうする。これが必要かと思う。諸外国を見てそう思う。

<2016年の今、私が描く、10年後の、日本の特別支援教育(構想中)>

先ほど 2000 年で 10 年後は、と言ったが、今 2016 年。10 年後はこんな感じかな、と構想中なので、そのつもりで聞いていただきたい (スライド 25)。やはり 10 個にした。先ほどの 2000 年に描いた 10 年後の姿と比べると少しモヤッとしているが、でもこのくらいまでいきたいと思っている。

3. 日本の今後の展望

2015年に描く、10年後(2025年)の特別支援教育(構想中)

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育が飛躍的に充実する
(欧米諸国やアジアの一部の国々の水準に追いついて、追い越す?・・・評価基準)
- (2) 特別支援教育が通常教育でなくてはならないものになっている
(あるいは受け込みが一層進む。2E(twice exceptional)教育の展開も。)
- (3) 公認心理師の資格を持った心理学の専門家が、学校教育に大きな役割を持つ
(教員との役割分担が一層明確に)
- (4) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成の法的根拠が明確になる
(幼稚園から、高等学校、大学まで。そして、移行に向けて受け渡し。)
- (5) 「合理的配慮」の提供が、いかなる学びの場であっても適切に提供される
- (6) 「合理的配慮」が「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に明記されている
- (7) 障害のある子ども一人一人の十分な学びが補償されている
(どのような学びの場でも。エビデンスに基づいた指導方法。評価基準。)
- (8) 高等学校で通級による指導(または、類似したpull-out)が展開されている(特学も)
- (9) 特別支援教育の免許状が創設される
(通級による指導や特別支援学級の担当者等は取得すること)
- (10) 大学卒業後、大学院で学んだことのある教員が急増する

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 25

(1) 幼稚園、小中高等学校の特別支援教育が飛躍的に充実する。何か評価基準でもつくって、どんな状態になるかということが比較できるといいなと思う。(2) 今もそうだが、いよいよ特別支援教育が通常教育で、なくてはならない存在にもっていきたい。受け込ませると言っているのか。公認心理師の資格が通った。いよいよ動き始める。そうすると教員がやっていた仕事と、公認心理師がやる仕事との役割分担をどうするのかという議論が始まる。これは10年もかからないと思う。個別の指導計画、個別の支援計画は、よかったら作って、ではなく、きちんと作るようにしないといけない。(8) 高等学校で通級などのpull-outのシステムがない。(9) 先ほど韓国ではあるという話をしたが、日本では、特別支援学校の免許状しかない。日本でも、通級による指導や特別支援学級の担当者の免許があるといいと思う。そして、日本でも、大学院で学んだことがある教員を急増させる必要があるかと思う。

3. 日本の今後の展望

2015年に描く、10年後(2025年)の特別支援教育
 ～合理的配慮との関連から～
 (構想中)

合理的配慮②-1:専門性のある指導体制の整備
(特別支援教育免許状の創設へ)

合理的配慮①-1-1:学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 ①-1-2:学習内容の変更・調整
 ②-1:専門性のある指導体制の整備
(高等学校における通級による指導、特別支援学級(pull-outシステム)の創設へ)

合理的配慮①-1-1:学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 ①-1-2:学習内容の変更・調整
 ②-1:専門性のある指導体制の整備
 ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
(「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を法的位置づけへ)

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUKUBA, JAPAN

スライド 26

色を変えた(4)、(8)、(9)は、合理的配慮の内容で当てはめてみると、たぶん免許の創設へ、というのはこのへんの話だろう。合理的配慮の②-1、あるいは高等学校のこのへんは体制整備とかに関係するかと。あるいは指導計画、支援計画は、このへんに関係すると思う(スライド26)。

おわりに。「めざそう！ 自閉症にやさしいまち、横浜」。私が提案したものだ。2～3年たったら、4～5年たったら、「めざそう！ 障害者にやさしいまち」。そして、そんなに遠くない将来「めざそう！ 誰にもやさしいまち、横浜」。そうなるといいと思っている。

日本は世界に誇れるものがたくさんある。桜、漫画、すし、てんぷら、車、新幹線など、たくさんある。皆さんなら何を思い浮かべるか分からないが、私は「おもてなし」という言葉がいちばん世界に誇れるかと思う。障害のある方への合理的配慮が本格的に始まり、世界共通言語である。頑張って踏ん張りたい。ここ4～5年ぐらいいは踏ん張って頑張りたい。

おわりに

日本人が世界に誇れるもの

おもてなし
(Hospitality)

障害のある方への必要で合理的な配慮が、
やがて全ての人へのさり気ない優しい配慮になりますように。

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUGUBA, JAPAN

スライド 27

国産の障害者権利条約と教育における合理的配慮の観点

—これまでの経緯を含めた日本の対応と今後の展望—

Merci!
고맙습니다!
ありがとう!
Thank you!

TSUGE Masayoshi, Division of Disability Sciences, University of TSUGUBA, JAPAN

スライド 28

そういう歩みは障害のある方だけが得することでもなく、やがてすべての人へのさりげないやさしい配慮になっていくといいと思う。もしかしたら、それがおもてなしというものに昇華していく、あるいは止揚していく、(ドイツ語で) **aufheben** みたいな形で、やがて合理的配慮という言葉がなくなり、おもてなしということで1本できるような。そんなことをふと考えてみた (スライド 27、28)。ご清聴に感謝する。